

**【未定稿】**

## 長野市地域包括支援センター設置運営法人募集要領（案）

## 1 募集の目的

長野市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する包括的支援事業に係る業務等を委託するに当たり、これらの業務を受託し、業務を実施するための地域包括支援センターを設置運営する法人を募集する。

## 2 応募資格

長野市内で地域包括支援センターを設置運営している法人又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）を設置運営している法人であって、地域包括支援センターの公正・中立な運営を図り、円滑に包括的支援事業を実施することができる法人であること。

また、次の要件も満たす法人であること。

- (1) 募集する担当区域内に地域包括支援センターを設置すること。
- (2) 法第115条の22第2項の規定に該当しない法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置に該当しない法人であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法等により手続きをしている法人でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

## 3 募集する担当区域、設置数、開設予定年月日等

担当区域	設置数	開設予定年月日	ブランチ設置の有無
松代地区	1	平成26年10月1日	担当区域内に地域包括支援センターを補完する相談窓口（ブランチ）を設置しない。

※上記の担当区域等は、長野市議会で平成26年度予算案が議決されることを条件として募集する。募集する担当区域の委託業務に係る予算措置がされない場合は、当該担当区域の業務を委託しない。

## 4 委託する業務内容

- (1) 法第115条の45第1項第2号から第5号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）
  - ア 介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第2号）
  - イ 総合相談支援業務（法第115条の45第1項第3号）

- ウ 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 4 号）
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 5 号）
- (2) 法第 115 条の 22 の規定による指定介護予防支援事業所の指定を受けて行う、法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防支援
- (3) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 64 に掲げる事業のうち、長野市が委託する事業
  - ア 介護予防教室・介護者教室開催事業
  - イ 地域包括ケア推進ネットワーク会議開催事業
  - ウ 援助老人日常生活援助計画作成
  - エ その他（ケア会議の開催、高齢者実態把握等）

※法令等の変更により業務内容が変更・中止される場合があります。

## 5 委託期間

委託期間は、年度ごとに長野市と地域包括支援センター設置運営法人との間において契約を取り交わすこととする。平成 26 年度の契約期間は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。平成 27 年度以降は、業務の実施状況が良好な場合に限り、1 年間を期間とする契約の更新を可能とする。

ただし、長野市地域包括支援センター運営協議会がその業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、法及びこれに関連する政令、省令等に定める事項に違反した場合は、契約期間の満了日前に契約を解除する場合がある。

## 6 設置場所等

- (1) 受託法人は、担当区域内に高齢者の支援に適当な事務所を設置するものとし、長野市は地域包括支援センターの事務所の設置に係る契約等に一切関与しない。
- (2) 事務所には、必要なスペースを有する事務室、相談室を設け、書類保管庫のほか必要な備品を配備すること。また、軽易な相談に対応可能な受付カウンターを設けること。
- (3) 地域包括支援センターの看板を設置すること。
- (4) 地域包括支援センターの専用電話回線を確保し、パソコン、プリンター、電話及びファクスを配備すること。また、インターネット接続環境を構築し、地域包括支援センター専用の電子メールアドレスを取得すること。
- (5) これらに関わる経費は、受託法人の負担とする。

## 7 人員体制

地域包括支援センターの業務を行うに当たっては、指定介護予防支援事業所としての管理者（所長）を定めるとともに、次に掲げる職員を常勤で配置するものとする。

- (1) 保健師又は保健師に準ずる者 1 人以上

※保健師に準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師で准看護師は含まないものとする。

(2) 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者 1人以上

※社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又はケアマネジャーの業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任ケアマネジャー又は主任ケアマネジャーに準ずる者 1人以上

※主任ケアマネジャーに準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有し、かつ、ケアマネジャーの相談対応や地域のケアマネジャーへの支援等に関する知識及び能力を有している者

※管理者（所長）は上記（1）から（3）のいずれかの職員との兼務を認める。

※専門3職種以外の職員（ケアマネジャー、事務員など）を配置することは、受託法人が地域の実情に応じて適宜判断することとして差し支えない。

## 8 運営

(1) 業務の遂行に当たっては、公正・中立を確保し、長野市地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。

(2) 地域包括支援センターの職員は、当該高齢者及びその家族の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(3) 地域包括支援センターの名称は、長野市が指定する。

(4) 地域包括支援センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

ア 開設日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日・休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

イ 開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(6) 法第115条の22の規定による指定介護予防支援事業所の指定を受けて行う介護予防支援の業務については、次のとおりとする。

ア 地域包括支援センターを設置する法人は、当該地域包括支援センターを事業所として、法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の申請を行い、長野市の指定を受けることとする。

イ 法第115条の23第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者へ指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合は、事前に長野市と協議した上で、委託先事業所を選定し、地域包括支援センター運営協議会の意見を求めるものとする。

ウ 指定介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合においても、介護予防支援サービス計画原案の内容の確認、介護予防サービス計画に係る実施後の評価を適切に実施し、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に対し、助言・指導を行うとともに、業務の履行につき、不適切、重大な問題が認められる場合は、その内容を長野市に報告するものとする。

## 9 事業運営に係る財源

### (1) 包括的支援事業に係る業務委託料（人件費及び物件費含む。）

年額 15,250,000 円（委託期間が1年に満たないときは、月割計算で算定した額）

### (2) 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

介護予防支援の対象者が

1 回目である場合 介護予防支援費：利用者1人につき月額 7,269 円

2 回目以降である場合 介護予防支援費：利用者1人につき月額 4,206 円

### (3) 介護予防事業、任意事業に係る業務委託料

ア 介護予防教室・介護者教室開催事業の委託料 1 回につき 30,000 円

イ 地域包括ケア推進ネットワーク会議開催事業の委託料 1 回につき 10,000 円

ウ ブロックケア会議開催に関する事業の委託料 1 回につき 9,000 円

エ 要援護高齢者の実態把握の委託料 1 件につき 2,000 円

オ 援助老人日常生活援助計画作成の委託料 1 件につき 8,500 円

※上記（1）及び（3）の委託料額は、平成 26 年度予算案の長野市議会の議決があるまで確定しない。また、（2）の介護報酬は平成 25 年度の実績額によるもの

※委託料には、人件費、事務所の運営費、車両関係費、交通費、通信運搬費など事業実施やセンター設置運営に要するすべての費用が含まれる。

## 10 再委託の禁止

指定介護予防支援の業務の一部を除き、業務を第三者に委託し請け負わせることはできない。

## 11 応募方法

### (1) 提出書類

次の書類を原本 1 部、副本（原本の写し 1 部）を提出すること。

ア 長野市地域包括支援センター応募申請書（様式 1）

イ 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項（様式 2）

ウ 地域包括支援センターの設置内容（様式 3）

エ 地域包括支援センター設置場所の位置図（様式 4）

オ 地域包括支援センター内の平面図（様式 5）

カ 地域包括支援センターの設置内容がわかる写真（様式 6）

キ 法人が長野市内で提供している介護サービスの状況（様式 7）

ク 地域包括支援センター従事予定者の採用計画（様式 8）

ケ 法人登記簿謄本（3 か月以内に発行されたもの）

コ 法人の定款、寄付行為、規約

サ 法人の財務状況に関する書類（資金収支計算書、貸借対照表）

シ 法人代表者履歴及び役員名簿

ス 誓約書（様式 9）

セ 地域包括支援センターの収支予算書（平成 25 年度）

※ 原本は、書類がわかるように右側にインデックス（ア～セ）を付けること。

副本は全て片面で印刷し、インデックスは不要とする。（副本はクリップ止めで提出のこと。）

(2) 応募書類の提出場所

長野市保健福祉部介護保険課 介護予防担当（市役所第二庁舎 1 階）

郵送等での提出は受け付けない。

(3) 応募書類の提出期間

平成 26 年 1 月 15 日（水）から平成 26 年 1 月 31 日（金）まで

（土・日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに持参すること。）

12 選定方法

(1) 応募締め切り後、長野市地域包括支援センター設置運営法人選考委員会（市役所内に設置）が、提出書類の審査、ヒアリング及び評価を行う。

(2) 選考委員会が選考した法人について、長野市地域包括支援センター運営協議会に報告し、意見を求める。

(3) 運営協議会の意見を踏まえ、長野市が委託先法人を決定する。

13 選定結果

結果については、平成 26 年 3 月中に書面で通知する。

14 その他

この要領及び法令等に定めのない事項は、別に長野市が指示する。

委託先法人の選定後において、当該法人が地域包括支援センターの業務を遂行することが困難と認められる場合は、次順位の法人を繰り上げる。この場合において、準備のために支出した費用について長野市は保証しない。

15 問い合わせ先

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市保健福祉部介護保険課

電話：026-224-7873（直通）

担当：介護予防担当

## 【未定稿】

### 長野市地域包括支援センターのブランチ設置及び業務協力法人募集要領（案）

#### 1 募集の目的

長野市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する包括的支援事業を実施するに当たり、地域包括支援センターのブランチ（高齢者に関する相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「相談窓口」）の設置及び業務に協力する法人を募集する。

#### 2 応募資格

長野市内で地域包括支援センターを設置運営している法人又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）を設置運営している法人であって、担当区域を管轄する地域包括支援センターのブランチとして公正・中立な運営を図り、地域包括支援センターの業務に協力することができる法人であること。

また、次の要件も満たす法人であること。

- (1) 募集する担当区域内に所在する（又は今後設置する）在宅介護支援センターに、ブランチを設置すること。
- (2) 法第115条の22第2項の規定に該当しない法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (4) 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置に該当しない法人であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法等により手続きをしている法人でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

#### 3 募集する担当区域、設置数、開設時期等

担当区域	設置数	開設時期	区域を管轄する地域包括支援センター
信州新町・中条地区	調整中	平成26年度中 (調整中)	長野市中部地域包括支援センター

※上記の担当区域等は、長野市議会で平成26年度予算案が議決されることを条件として募集する。募集する担当区域の委託業務に係る予算措置がされない場合は、当該担当区域の業務を委託しない。

#### 4 委託する業務内容

- (1) ブランチの設置及び業務の協力に関する事業

総合相談支援業務（法第115条の45第1項第3号）に準ずる業務

(2) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 64 に掲げる事業のうち、長野市が委託する事業

ア 介護予防教室・介護者教室開催事業

イ 地域包括ケア推進ネットワーク会議開催事業

ウ 援助老人日常生活援助計画作成

エ その他（ケア会議の開催、高齢者実態把握等）

※在宅介護支援センターの事業として、「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号厚生労働省老健局長通知。以下「在介運営通知」という。）に定める事業を行うこと。

※法令等の変更により業務内容が変更・中止される場合があります。

## 5 委託期間

委託期間は、年度ごとに長野市とブランチ設置業務協力法人との間において契約を取り交わすこととする。平成 26 年度の契約期間は・・・（調整中）。平成 27 年度以降は、業務の実施状況が良好な場合に限り、1 年間を期間とする契約の更新を可能とする。

ただし、長野市地域包括支援センター運営協議会がその業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、法及びこれに関連する政令、省令等に定める事項に違反した場合は、契約期間の満了日前に契約を解除する場合がある。

## 6 設置場所等

(1) 受託法人は、担当区域内に高齢者の支援に適当な事務所を設置するものとし、長野市はブランチの設置に係る契約等に一切関与しない。

(2) 事務所には、必要なスペースを有する事務室、相談室を設け、書類保管庫のほか必要な備品を配備し、軽易な相談に対応可能な受付カウンターを設けること。また、在介運営通知に定める要件を満たすこと。

(3) ブランチの専用電話回線を確保し、パソコン、プリンター、電話及びファクスを配備すること。また、インターネット接続環境を構築し、ブランチ専用の電子メールアドレスを取得すること。

(4) これらに関わる経費は、受託法人の負担とする。

## 7 人員体制

在介運営通知に定める要件を満たすこと。

## 8 運営

(1) 業務の遂行に当たっては、公正・中立を確保し、長野市地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。

(2) ブランチの職員は、当該高齢者及びその家族の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(3) ブランチの開設日及び開設時間は、原則として次のとおりとする。

ア 開設日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日・休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

イ 開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(5) その他、在介運営通知に定める事項を遵守すること。

## 9 事業運営に係る財源

(1) 総合相談支援業務に準ずる業務に係る業務委託料（人件費及び物件費含む。）

年額2,775,000円（委託期間が1年に満たないときは、月割計算で算定した額）

(2) 事業用車両に関する経費

年額201,600円（委託期間が1年に満たないときは、月割計算で算定した額）

(3) 介護予防事業等に係る業務委託料

ア 介護予防教室・介護者教室開催事業の委託料 1回につき30,000円

イ 地域包括ケア推進ネットワーク会議開催事業の委託料 1回につき10,000円

ウ 要援護高齢者の実態把握の委託料 1件につき2,000円

エ 介護予防ケアマネジメント事業 1件につき1,500円

オ 援助老人日常生活援助計画作成の委託料 1件につき8,500円

※上記の委託料額は、平成26年度予算案の長野市議会の議決があるまで確定しない。

## 10 再委託の禁止

業務を第三者に委託し請け負わせることはできない。

## 11 応募方法

(1) 提出書類

次の書類各1部を提出すること。

ア 長野市地域包括支援センターのランチ応募申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

(2) 応募書類の提出場所

長野市保健福祉部介護保険課 介護予防担当（市役所第二庁舎1階）

(3) 応募書類の提出期間

平成26年1月15日（水）から平成26年1月31日（金）まで

（土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までに持参すること。）

## 12 選定方法、選定結果等

長野市地域包括支援センター設置運営法人募集要領（平成26年1月●日）に準じる。

## 14 問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市保健福祉部介護保険課  
介護予防担当 電話：026-224-7873（直通）